

1. 新規株式公開（IPO）の引受審査について

- 近年、新規公開株式（IPO）を行う企業は増加傾向にあり、これらの企業の中には、資金調達額が大規模な案件も見られるところ、そうした企業の IPO にかかる証券会社の引受審査態勢の高度化が重要である。
- こうした中、昨年 9 月より証券会社の引受審査態勢について、直近 3 年程度の IPO 銘柄をサンプル的に検証したところ、例えば
 - ・ 経営者の法令遵守に対する意識に対する審査では、主に法令遵守体制等について、経営者との面談や取締役会の議事録確認など、表面的な整備状況の確認に留まり、運用状況として、実際にどの程度有効であるかなどの実質面に踏み込んで確認している事例が少ない
 - ・ 内部管理態勢の状況については、主に内部監査の実施結果に依拠し審査を実施しているところ、内部監査機能の状況に対する審査では、内部監査部門の実施状況の表面的な確認に留まり、引受審査として内部監査計画の妥当性や内部監査報告書の妥当性について検討されている事例が少ないといった問題点が認められている。
- 引受審査を行うにあたっては、体制や社内規程の形式的な確認に留まることなく、実際の運用状況に問題がないことを確認するなど、発行体に対する証券会社のチェック機能を十分に発揮し、健全な市場の発展に寄与してもらいたい。

2. PTS の信用取引解禁に係る監督指針改正のパブコメについて

- 平成 28 年 12 月に取りまとめられた、金融審議会市場ワーキング・グループの報告書において、市場間競争促進の観点から、PTS での信用取引を認めることとされた。
- これを受けて、PTS の信用取引の解禁、利益相反防止態勢の整備及び取引所の自主規制機能と同等の態勢の整備、を内容とする監督指針改正について、本日パブコメを開始する予定としている。

- また、これに合わせて、PTS への参加業者に対し、PTS 業者の定めた PTS 信用取引取扱規則への遵守を求める等の自主規制規則改正について、近日パブコメが開始されると聞いている。
- PTS への参加業者及びPTSでの信用取引の取扱いを予定している業者においては、内容を確認した上で、ご意見がある場合には申し出て頂きたい。

3. ASBJ による時価の算定に関する会計基準の公開草案への対応について

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月以降、IFRS13 号「公正価値測定」の内容を取り入れた日本基準の策定に向けて検討を行っており、今月中に公開草案を公表しパブコメを実施する予定。
- 新基準の適用で時価の算定方法、開示等が変わり、例えば、ブローカー価格を利用する際に、当該価格が新たな会計基準に従って算定されたものであるかの検証や、社内の検証体制の構築が求められることとなる。
- また、これを受けて証券会社側では、ブローカー価格の提供に際して、顧客から価格算出方法について詳細な情報提供を求められるなど、実務上の追加負担が見込まれる。
- 貴協会及び各会員におかれては、新たな会計基準に関する公開草案の内容を十分理解・検討し、業界を挙げてパブコメに対応していただくとともに、新基準適用に向けての準備を進めていただきたい。

4. 相場急変時の対応について

- これまでの意見交換会でも言及しているが、米国株式市場の影響等を受けて、日本の株式市場についても変動が大きくなってきている。
- また、新興国通貨急落時の顧客に対する対応状況について、大手証券会社の営業店に対する実地調査において確認したところ、総じて適

切なフォローアップが実施されていたものの、一部は不十分な説明対応により苦情に発展するような例も認められている。

- このように相場が急変する際には
 - ・ 各証券会社におけるリスク管理を適切に行う
 - ・ 相場の急変に伴い、顧客に大きな損失が生じた場合や多額の追証が発生した場合には、顧客に対して速やかな説明を行い、顧客に対して適切なフォローアップを行う
 - ・ 本部の管理部門と営業店の適切な連携の下、勧誘時の情報提供が十分であったのかといった点についても改めて確認を行い、問題が生じていれば適切に是正する
- など、証券会社自身のリスク管理及び顧客のフォローアップについて適切な対応をしてもらいたい。

5. 改元及び 10 連休に向けた対応について

- 本年 5 月 1 日に予定される改元については、総理より、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、新元号を 4 月 1 日に公表する旨が示されたところ。各社におかれては、
 - ・ 和暦を使用するシステム・帳票等の洗出しを徹底した上で、優先順位を付けて必要な改修を行う
 - ・ 旧元号の残存する帳票等の取扱い等を顧客に周知する
- など、国民生活に支障を来すことのないよう、万全の対応をお願いしたい。
- また、昨年 12 月 8 日には、皇太子殿下の御即位の日を来年限りの休日とし、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までを 10 連休とする法律案が成立し、当庁からも、各金融機関等に対して、必要なシステム改修・顧客周知等の実施を要請しているところ。
 - 各社におかれては、10 連休に際し必要な対応事項の洗出しを徹底の上、例えば、
 - ・ 金融機関、証券取引所の双方が 10 連休となるため、株式の売買等が行えないことの周知
 - ・ 連休中における海外市場の大きな変動、国内のイベント発生等によ

り、連休明けの国内市場が影響を受け、資産価格が大きく変動する可能性があることについての注意喚起

- ・ 信用取引、先物取引については、例えば、十分な証拠金を入金することや建玉を減少するなどのポジション管理を行うべきことの周知
- ・ 投資家から相談があった場合には、投資目的に応じて丁寧な投資相談を行うこと
- ・ 顧客分別金信託について、連休明けに信託必要額が大きく変動し得ることを踏まえ、適切に対応すること

などを含めた、システム改修・顧客への周知・事務態勢の構築等の準備に万全を期していただきたい。

(以上)